

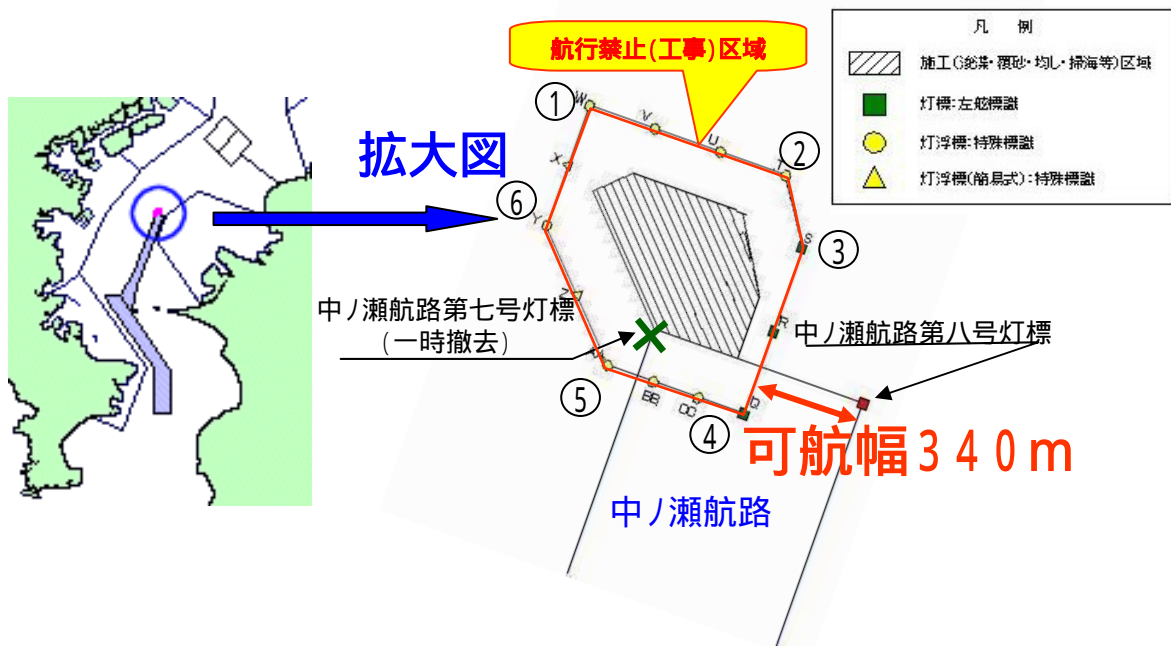
中ノ瀬航路北端部浚渫工事に伴う航行禁止のお知らせ

第三管区海上保安本部交通部

平成20年5月1日～8月31日の間、中ノ瀬航路北端部付近において浚渫工事が行なわれることに伴い、下表に掲げる地点を順次結んだ線及びの地点との地点を結んだ線により囲まれた海域においては、浚渫工事に従事する船舶以外の船舶の航行が禁止されます。

注意事項等は次のとおりです。

- (1) 工事区域が航行禁止区域となります。
- (2) 航行禁止(工事)区域には緑色の灯標3基と黄色の灯浮標10基が設置されます。
(これらの標識は、夜間は全て毎3秒単閃光により同期点滅します。)
なお、中ノ瀬航路第七号灯標は、工事期間中一時撤去されます。
- (3) 中ノ瀬航路北端部の可航幅が約340mに狭まります。
- (4) 航行禁止(工事)区域と横須賀方面及び、袖ヶ浦・木更津方面の間を土砂運搬船・作業船が横断しますので、付近航行船舶は注意してください。



航行禁止(工事)区域位置			
N35°24	53.2	E139°46	02.5
N35°24	45.5	E139°46	26.9
N35°24	38.2	E139°46	29.0
N35°24	22.2	E139°46	21.5
N35°24	27.5	E139°46	04.5
N35°24	41.4	E139°45	57.0